

でんきオール電化プラン 供給条件 (中部電力エリア)

au エネルギー＆ライフ株式会社

料金その他の供給条件の内容

1 適 用

このでんきオール電化プラン（中部）供給条件（以下「供給条件」といいます。）は、でんき契約約款（以下「でんき約款」といいます。）およびでんき契約約款料金表（以下「料金表」といいます。）の適用を受け、一般送配電事業者（愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）、長野県を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）が維持および運用する供給設備を介して、低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して適用いたします。

2 時間帯区分

時間帯区分は次のとおりといたします。

(1) デイタイム

毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。ただし、別表 3（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

(2) ホームタイム

別表 3（休日等）に定める日以外の毎日午前 8 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 10 時までの時間ならびに別表 3（休日等）に定める日の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

(3) ナイトタイム

毎日午前 0 時から午前 8 時までおよび午後 10 時から翌日の午前 0 時までの時間をいいます。

3 契約種別

この供給条件の契約種別は、オール電化（中部）、オール電化（中部）割引およびオール電化（中部）電化 5 といたします。

3-1 オール電化（中部）、オール電化（中部）割引およびオール電化（中部）電化 5 のうち、アンペア契約

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用され、当該一般送配電事業者等が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、総容量（入力）が原則として 1 キロボルトアンペア以上の別表 2（電気給湯設備等にかかわる取扱い）に定める小型機器（以下「電気給湯設備等」といいます。）を使用し、契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに当該一般送配電事業者等の供給条件により、標準周波数は 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧につ

いては、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流または最大需要容量

イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ロ 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、料金表 7 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および料金表 8 (燃料値調整) (1) 二によって算定された燃料費調整額の合計といたします。

料金について支払を要する額は、料金ならびに料金 (料金表 7 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額 (税込額)
契約電流10アンペア	1,671.30円 (1,838.43円)
契約電流15アンペア	
契約電流20アンペア	
契約電流30アンペア	
契約電流40アンペア	
契約電流50アンペア	
契約電流60アンペア	

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) デイタイム

	税抜額 (税込額)
1キロワット時につき	35.27円 (38.80円)

(ロ) ホームタイム

	税抜額 (税込額)
1キロワット時につき	26.00円 (28.60円)

(ハ) ナイトタイム

	税抜額（税込額）
1キロワット時につき	15.01円（16.52円）

3-2 オール電化（中部）,オール電化（中部）割引およびオール電化（中部）電化5のうち、アンペア契約以外

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用され、当該一般送配電事業者等が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、総容量（入力）が原則として1キロボルトアンペア以上の別表2（電気給湯設備等にかかわる取扱い）に定める小型機器（以下「電気給湯設備等」といいます。）を使用するお客さまで、契約容量が1キロボルトアンペア以上であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに当該一般送配電事業者等の供給条件により、標準周波数は60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約主開閉器もしくは負荷の実情等に応じ、お客さまと当社との協議によって定めます。なお、他の小売電気事業者から契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量または契約電力（この場合、1キロワットを1キロボルトアンペアとみなします。）の値を引き継ぐものといたします。ただし、かかる場合であっても、当社または当該一般送配電事業者等が認める場合には、お客さまの申出によって契約容量を定めるものとし、当該契約容量にもとづき契約主開閉器の定格電流をあらかじめ設定させていただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じで確認いたします。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、料金表7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および料金表8（燃料値調整）(1)二によって算定された燃料費調整額の合計といたします。

料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（料金表7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
--	----------

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,671.30円（1,838.43円）
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	291.94円（321.14円）

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) デイタイム

	税抜額（税込額）
1キロワット時につき	35.27円（38.80円）

(ロ) ホームタイム

	税抜額（税込額）
1キロワット時につき	26.00円（28.60円）

(ハ) ナイトタイム

	税抜額（税込額）
1キロワット時につき	15.01円（16.52円）

4 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、当該一般送配電事業者等の託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。
- (2) 料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯別に、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の、時間帯別の使用電力量を合計した値といたします。

5 その他

- (1) この供給条件に基づき提供される電気供給サービスには、当社の別途定める「でんきサービスに関するポイント特典付与条件」を適用しないものといたします。
- (2) その他の事項については、でんき約款および料金表の規定を準用するものといたします。この供給条件に定める内容とでんき約款および料金表に定める内容とが抵触する場合、この供給条件に定める内容が優先して適用されるものといたします。

附 則

この供給条件の適用期日

この供給条件は、2026 年 4 月 1 日から適用いたします。

別 表

1 夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

- (1) 夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。
- イ 主として夜間時間に通電する機能を有すること。
- なお、「主として夜間時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。
- (イ) お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合
- (ロ) 技術的、経済的にやむをえず別計量を希望される場合で、当該一般送配電事業者等が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けた場合
- ロ イの通電時間中に蓄熱のために使用されること。
- (2) 夜間蓄熱式機器等を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。なお、お客さまが無断で夜間蓄熱式機器等を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは、当社は、でんき約款 31（解約等）(2)に準じて需給契約を解約することがあります。
- (3) 当社は、(1)に定める夜間蓄熱式機器等の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器等の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

2 電気式給湯設備等にかかわる取扱い

- (1) 電気式給湯設備等とは、次のいずれかに該当する機器をいいます。
- イ 夜間蓄熱式機器
- ロ 夜間蓄熱式機器に該当しない貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能とをあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器で、小型電気温水器等（台所や洗面など、浴室を含まない給湯需要の一部をまかなう機器）を除く
- ハ 当社が、電気式給湯設備等に該当すると認めた機器
- (2) 電気給湯設備等を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。なお、お客さまが無断で電気給湯設備等を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは、当社は、でんき約款 31（解約等）(2)に準じて需給契約を解約することがあります。
- (3) 当社は、(1)に定める電気給湯設備等の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、電気給湯設備等の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

3 休日等

この供給条件において、休日等とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。